

(図表及び参考資料)

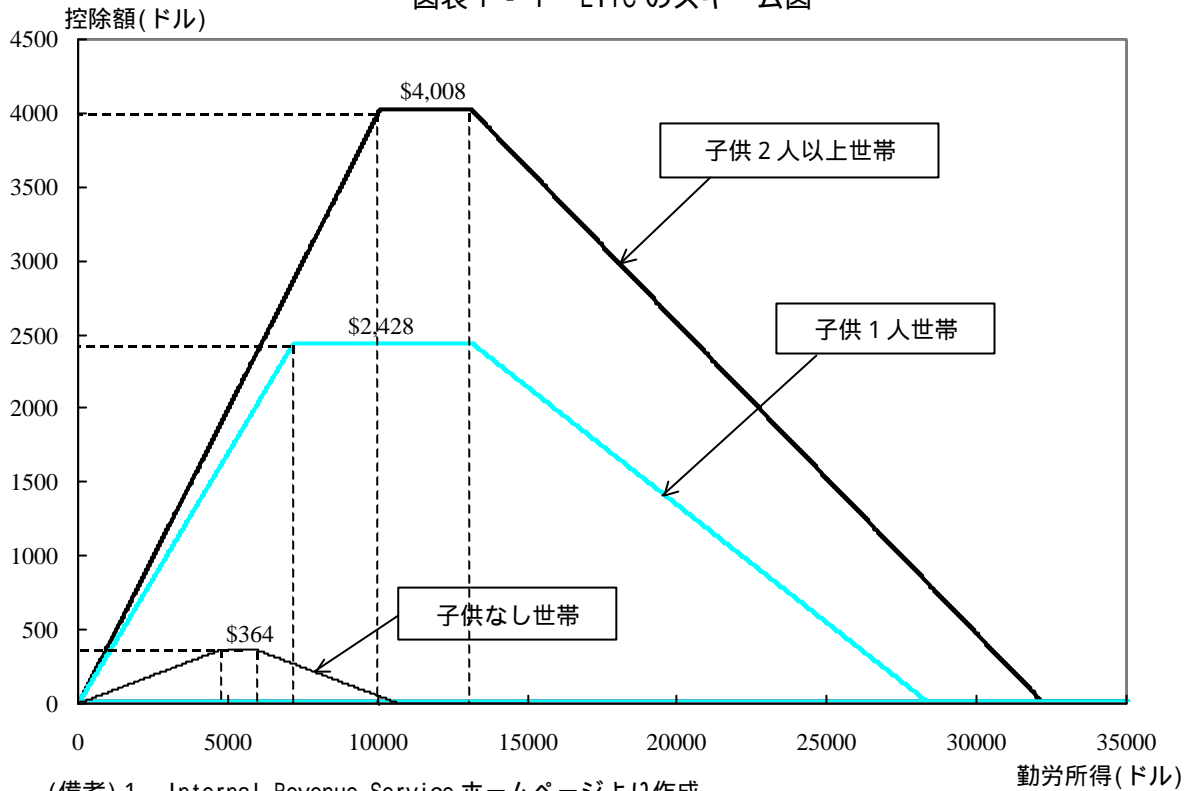
目 次

図表 1 - 1	EITC のスキーム図	86
図表 1 - 2	EITC のパラメータ表	86
図表 1 - 3	米国における貧困世帯率の推移	87
図表 1 - 4	米国 EITC 及び英国 WFTC 制度の変遷	87
図表 1 - 5	EITC のパラメータの推移	88
図表 1 - 6	各州の EITC 制度の概要	89
図表 1 - 7	EITC の規模	90
図表 1 - 8	EITC の就労行動への影響 (モデル図)	91
図表 1 - 9	EITC の労働供給へ影響総括表	92
図表 1 - 10	EITC と他の福祉施策の受給率	94
図表 1 - 11	主要社会保障プログラムの予算規模	94
図表 1 - 12	EITC の所要コストと経済成長率	94
図表 1 - 13	WFTC のスキーム図	95
図表 1 - 14	子供のいる世帯への財政支援の構造	95
図表 1 - 15	WFTC の受給世帯数及び平均控除額の推移	96
図表 1 - 16	WFTC 受給世帯の家族構成別・年齢層別構成比	96
図表 1 - 17	属性別の労働時間の分布	97
図表 1 - 18	労働時間と手取り所得の関係	97
図表 1 - 19	改革の課税後労働所得への影響	98
図表 1 - 20	イギリスの制度の改正	99
図表 1 - 21	各国の In-work Credit	100
図表 1 - 22	オランダの LITC 制度	100
図表 1 - 23	フランスの PPE 制度	101
図表 1 - 24	ベルギーの In-work tax credit	101
図表 1 - 25	フィンランドの earned income allowance	102
図表 1 - 26	アイルランドの FIS	102
図表 2 - 1	主要な設備投資税負担軽減制度	103
図表 2 - 2	主要国における設備投資促進に関連する税制措置の概要	104
図表 2 - 3	各国の減価償却制度	105
図表 2 - 4	現行の減価償却制度	106

図表 2 - 5	ERTA81・TRA86 の法人税改革主要項目	106
図表 2 - 6	償却資産の回収年表	107
図表 2 - 7	償却資産の回収率表	107
図表 2 - 8	投資税額控除制度の推移	108
図表 2 - 9	資本コスト・限界実効税率の推移	108
図表 2 - 10	アメリカ産業部門全体における資本コストの動き	109
図表 2 - 11	米国の GDP 及び設備投資の伸び率の推移	109
図表 2 - 12	資産別の投資額の伸び率と実効税率	110
図表 2 - 13	81～84 年中に法人税納税額がゼロ以下だった企業の利益額等	111
図表 2 - 14	新規償却資産に対する産業別実効税率	111
図表 2 - 15	各税制改革案の概要	112
図表 2 - 16	86 年改正前後の分野別設備投資額	112
図表 2 - 17	TRA86 前後での企業部門における資本コストの差	113
図表 2 - 18	各改正案による税收増減予測比較	113
図表 3 - 1	増加試験研究費等による減収額の推移	114
図表 3 - 2	我が国の研究開発費の推移及び内訳等	115
図表 3 - 3	研究費の内訳	116
図表 3 - 4	代替増額分税額控除の計算事例	116
図表 3 - 5	各文献の結果取りまとめ表	117
図表 3 - 6	提唱されている大企業向け R&D 税額控除	118
図表 3 - 7	研究開発税制を採用している OECD 諸国	119
図表 3 - 8	R&D 資産に対する特別償却を認めている OECD 諸国	119
図表 3 - 9	OECD 諸国の税控除及び引当金制度の概要	120
図表 3 - 10	OECD 諸国の民間研究開発費の対 GDP 比	120
図表 3 - 11	主要国の民間研究開発費の内訳	121
図表 3 - 12	OECD 諸国の B-INDEX 比較	121
図表 3 - 13	税制による R&D インセンティブの国際比較	121
図表 3 - 14	各国の R&D コストの推移	122
図表 3 - 15	税控除方式による効果試算	123
図表 4 - 1	ペル奨学金の実績	124
図表 4 - 2	米国における主な教育施策	124
図表 4 - 3	2つの税額控除制度の比較	125
図表 4 - 4	各種教育関連税制の予算規模	125
図表 4 - 5	教育貯蓄アカウントの積立限度額	126

図表 4 - 6	529 プランの仕組と税優遇措置の内容	126
図表 5 - 1	高所得者の長期キャピタルゲインへの限界実効税率の推移	127
図表 5 - 2	個人 AMT の算出過程	127
図表 5 - 3	個人 AMT の適用者数・納税額	128
図表 5 - 4	個人 AMT の所得階層別適用状況	128
図表 5 - 5	107 期議会(2001)における個人 AMT 改正・廃止案	129
図表 5 - 6	AMT の歴史的変遷	129
図表 5 - 7	法人 AMT の算出過程	130
図表 5 - 8	AMT 税収額・代替ミニマム税額控除残高の推移	130
図表 5 - 9	AMT 適用企業数・割合	131
図表 5 - 10	企業規模別 AMT 適用企業数構成比	131
図表 5 - 11	企業規模別 AMT 納税額構成比	132
図表 5 - 12	業種別 AMT 支払金額	132
図表 5 - 13	業種別平均 AMT 税率	132
参考資料 1 - 1	負の所得税 (negative income tax)	133
参考資料 1 - 2	各州の所得課税最低限 (子供 2 人の 4 人家族 2000 年)	135
参考資料 1 - 3	WFTC の計算事例	136
参考資料 2 - 1	通常時・インフレ時の投資コストの現在価値	137
参考資料 2 - 2	田近・油井(1998)の推計結果	139
参考資料 2 - 3	各改革案の減価償却率、累積償却率	139
参考資料 4 - 1	米国における戦後の高等教育支援政策の推移	140
参考資料 4 - 2	学生の適格性審査フローチャート	142
参考資料 4 - 3	HOPE 奨学税額控除の控除額の計算事例	143
参考資料 4 - 4	生涯学習税額控除の控除額の計算事例	143
参考資料 4 - 5	学生ローン支払利子控除額の算出事例	144
参考資料 4 - 6	主要国における給与所得者の必要経費申告制度	144
参考資料 4 - 7	大学の授業料の推移	145
参考資料 5 - 1	AMT 税額の具体的計算過程	146
謝辞		148

図表 1 - 1 EITC のスキーム図

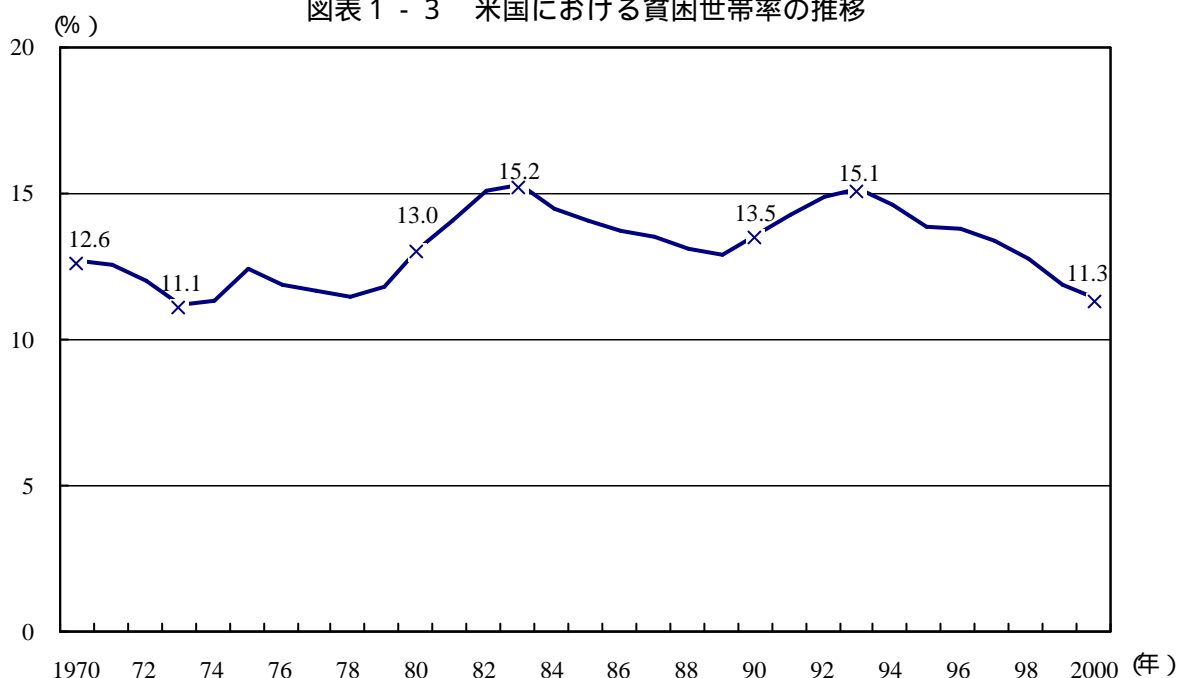


図表 1 - 2 EITC のパラメータ表

課税年度	通増段階		最大控除額	通減段階	
	増額率	所得		減額率	所得
子供が2人以上					
2001	40%	所得 < \$10,020	\$4,008	21.06%	\$13,090 ~ \$32,121
2002	40%	所得 < \$10,350	\$4,140	21.06%	夫婦合算申告 \$14,520 ~ \$34,178
					独身者 \$13,520 ~ \$33,178
子供が1人					
2001	34%	所得 < \$7,140	\$2,428	15.98%	\$13,520 ~ \$28,281
2002	34%	所得 < \$7,370	\$2,506	15.98%	夫婦合算申告 \$14,520 ~ \$30,201
					独身者 \$13,520 ~ \$29,201
子供無し					
2001	7.65%	所得 < \$4,760	\$364	7.65%	\$5,950 ~ \$10,710
2002	7.65%	所得 < \$4,910	\$364	7.65%	夫婦合算申告 \$7,150 ~ \$12,060
					独身者 \$6,150 ~ \$11,060

(備考) 1 . Johnson(2001)等より作成。
2 . 2001 年、2002 年の例。

図表 1 - 3 米国における貧困世帯率の推移



(備考) 1 . US Census Bureau(2001) "Poverty in the United States"より作成。

図表 1 - 4 米国 EITC 及び英国 WFTC 制度の変遷

年	アメリカ	イギリス
1971		就労ボーナスとしてミーンズテストによる給付として Family Income Supplement(FIS)の導入
1975	最大控除額400ドルで一時的措置としてEITCの導入	
1978	国内歳入法に恒久的措置として位置付け	
1987	EITCの制度と逡増率の拡充	
1988		制度を拡充すると共に手取りの逆転現象が起きないようにFISはFamily Credit(FC)に移行 週24時間の就労を要件とする
1991	EITCの最大控除額等の拡充 子供2人以上の家庭への逡増率の設定 生活保護以上の勤労所得を要する規定の廃止 EITCはミーンズテストの所得計算上から除外	
1992		就労時間の要件を週16時間に引下げ
1994	特に2人以上の子供を有する者への制度の大幅拡大 子供のいない者への控除の創設	
1995		週30時間以上の労働に対する追加の控除を導入
1996	特に2人以上の子供を有する者への制度の大幅拡大 1996年個人責任と就業機会調和法(PRWORA)にて AFDCからTANFへの切り替え	
1999		逡減段階を長くし、育児支援を拡充した形で FCをWorking Families' Tax Credit(WFTC)に移行
2000		WFTCの控除額等の拡充 控除は賃金を通じて支給

(備考) 1 . Brewer(2000)等より作成。

図表 1 - 5 EITC のパラメータの推移

年	子供の数	通増率 (%)	通増段階 (ドル)	最大控除額 (ドル)	通減率 (%)	通減段階 (ドル)
1975-78	1~	10.0	0 - 4,000	400	10	4,000 - 8,000
1979-84	1~	10.0	0 - 5,000	500	12.5	6,000 - 10,000
1985-86	1~	11.0	0 - 5,000	550	12.22	6,500 - 11,000
1987	1~	14.0	0 - 6,080	851	10	6,920 - 15,432
1988	1~	14.0	0 - 6,240	874	10	9,840 - 18,576
1989	1~	14.0	0 - 6,500	910	10	10,240 - 19,340
1990	1~	14.0	0 - 6,810	953	10	10,730 - 20,264
1991	1	16.7	0 - 7,140	1192	11.93	11,250 - 21,250
	2~	17.3		1235	12.36	
1992	1	17.6	0 - 7,520	1324	12.57	11,840 - 22,370
	2~	18.4		1384	13.14	
1993	1	18.5	0 - 7,750	1434	13.21	12,200 - 23,050
	2~	19.5		1511	13.93	
1994	1	23.6	0 - 7,750	2038	15.98	11,000 - 23,755
	2~	30.0	0 - 8,245	2528	107.68	11,000 - 25,296
	0	7.65	0 - 4,000	306	7.65	5,000 - 9,000
1995	1	34.0	0 - 6,160	2094	15.98	11,290 - 24,396
	2~	36.0	0 - 8,640	3110	20.22	11,290 - 26,673
	0	7.65	0 - 4,100	314	7.65	5,130 - 9,230
1996	1	34.0	0 - 6,330	2152	15.98	11,610 - 25,078
	2~	40.0	0 - 8,890	3556	21.06	11,610 - 28,495
	0	7.65	0 - 4,220	323	7.65	5,280 - 9,500
1997	1	34.0	0 - 6,500	2210	15.98	11,930 - 25,750
	2~	40.0	0 - 9,140	3656	21.06	11,930 - 29,290
	0	7.65	0 - 4,340	332	7.65	5,430 - 9,770
1998	1	34.0	0 - 6,680	2271	15.98	12,260 - 26,473
	2~	40.0	0 - 9,390	3756	21.06	12,260 - 30,095
	0	7.65	0 - 4,460	341	7.65	5,570 - 10,030
1999	1	34.0	0 - 6,800	2312	15.98	12,460 - 26,928
	2~	40.0	0 - 9,540	3816	21.06	12,460 - 30,580
	0	7.65	0 - 4,530	347	7.65	5,670 - 10,200
2000	1	34.0	0 - 6,900	2353	15.98	12,700 - 27,413
	2~	40.0	0 - 9,700	3888	21.06	12,700 - 31,152
	0	7.65	0 - 4,600	353	7.65	5,800 - 10,380

(備考) 1 . Blundell-Hoynes(2001), Hotz-Scholz(2000)等より作成。

図表 1 - 6 各州の EITC 制度の概要

方式	州	控除率	子供のいない者への控除	控除総額 (100万ドル)	請求者数	データ年
還付方式	コロラド	10%	有り	26.1	220,223	1999
	コロンビア特別区	25%	有り	n/a	n/a	-
	カンサス	10%	有り	21.6	131,103	1999
	メリーランド	16% (2003年から20%)	無し	22.5	128,000	1999
	マサチューセッツ	15%	有り	38.9	277,637	1998
	ミネソタ	平均33%	有り	87	215,000	2000
	ニュージャージー	15% (2003年から20%)	無し	48.3	207,000	1999
	ニューヨーク	25% (2003年から30%)	有り	360.8	1,159,000	1999
	オクラホマ	5% (2002年発効)	有り	-	-	-
	バーモント	32%	有り	11.4	31,004	1999
	ウイスコンシン	4% - 子供1人 14% - 子供2人 43% - 子供3人	無し	59.1	185,442	1999
課税相殺方式	イリノイ	5%	有り	39.6	536,550	2000
	アイオワ	6.5%	有り	6	85,600	1999
	メイン	5%	有り	n/a	n/a	-
	オレゴン	5%	有り	10.1	155,978	1999
	ロードアイランド	25.5%	有り	n/a	n/a	-

(備考) 1 . Johnson(2001)より作成。

- 2 . ミネソタ州の控除率は子供のいない者は 25%、子供のある者は所得額により 25 ~ 45%となる。
- 3 . ニュージャージー州の控除は所得 20,000 ドル以下の家族にのみ適用される。
- 4 . メリーランド州では課税相殺型方式の制度も存在する。データは還付方式の制度のみ。
- 5 . 控除率 = 連邦の EITC 控除額に対する上乘せ率。
- 6 . 2000 年の数値は速報値。

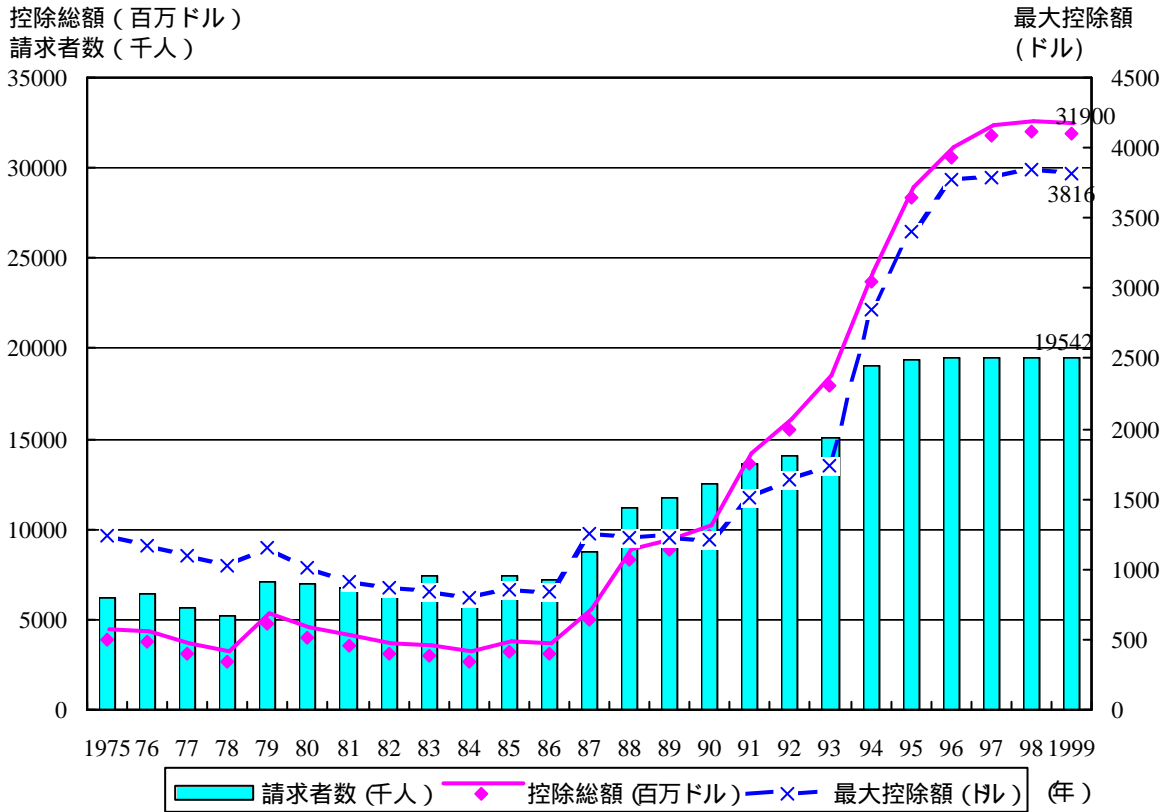
図表 1 - 7 EITC の規模

適用者・受給総額

年	1980	1985	1990	1995	1998	1999	2000	2001
EITC全体								
適用者数(万人)	695	650	1,254	1,933	1,970	1,926	1,930	1,910
控除総額(百万ドル)	1,986	2,088	7,542	25,956	31,592	31,901	31,200	31,300
税還付								
受給者数(万人)	500	474	870	1,518	1,628	1,605	1,560	1,540
控除額(百万ドル)	1,370	1,499	5,266	20,829	27,002	27,604	26,200	26,200

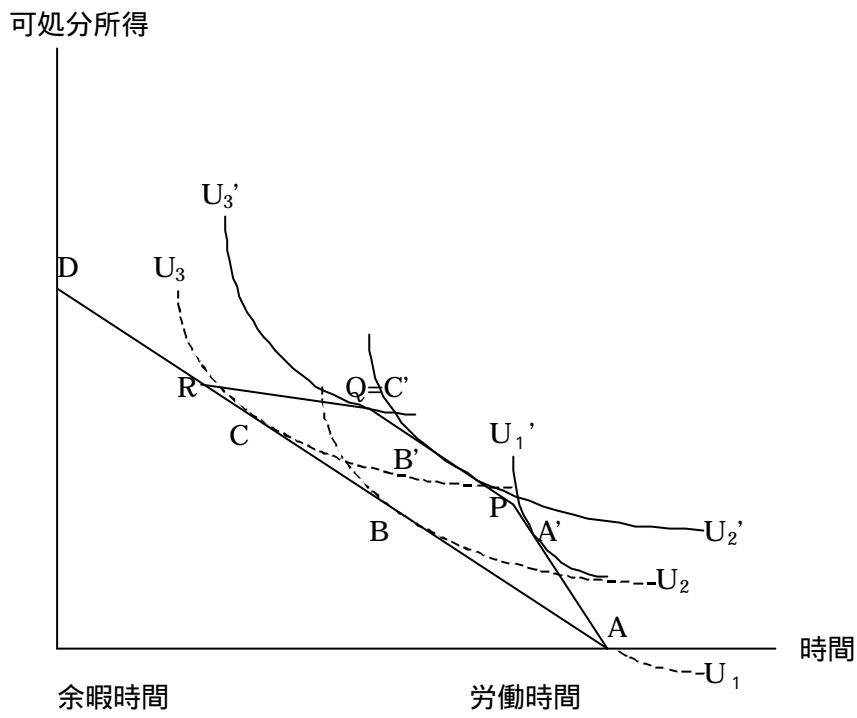
(備考) 1 . Internal Revenue Service ホームページより作成。
 2 . 2000 年、2001 年の単位は受給者数 10 万人、控除総額 1 億ドル。

請求者数・控除総額・最大控除額



(備考) 1 . Hotz-Scholz(2001)より作成。
 2 . 金額は 1999 年基準の実質値。

図表 1 - 8 EITC の就労行動への影響 (モデル図)



(備考) 1 . Hotz-Scholz(2000)等より作成。

図表 1 - 9 EITC の労働供給への影響総括表

労働参加率への影響

調査	データ出所および対象労働者数	対象とした年	推定方法および検証手法	推定結果
Dickert, Houser and Scholz(1995), "DHS"	所得及び社会保障受益調査(SIPP)を用いた州毎の違いを用いたクロスセクションデータ。対象は片親および夫婦(財産の多い者を除外)。	1990暦年ファイル	州政府EITCの差異を、税制およびトランスファー方式(州への税源移譲)の州毎の違いが、納税者の労働時間を0から20(40)時間へと変化させる効果によって測定した。州毎の違いへの反応をもってEITC拡充の効果を推計。	OBRA93のEITCの拡充は、独身女性の労働参加率を56.4%から3.3%ポイント引き上げた。手取り収入に対する労働参加への弾性値は、およそ0.85である。
Eissa and Liebman(1996)	人口動態調査(CPS)のRepeated Cross Sectionデータ。対象はシングルマザー。	前期として1985-87年のCPS3月調査。後期として1989-1991年のCPS3月調査。	difference-in-difference法。シングルマザーと子供のいない独身女性の、改正前後での労働参加率の変化の差をもって、就労に対するTRA86の効果とした。	TRA86は、シングルマザーの労働参加率を74.2%から2.8%ポイント引き上げた。手取り収入に対する労働参加への弾性値は、およそ1.16である。
Keane and Moffitt(1998), Keane(1995)	SIPPのクロスセクションデータ。対象はシングルマザー(財産の多い者を除外)。	1994年SIPPの4順目調査。	州政府EITCにおける税制およびトランスファー方式詳細を説明した構造モデルを推計。EITCにより労働時間の意思決定を0から20、40時間へと変化させ、また食料スタンプ、AFDCおよびHousing Programへの加入の意思決定も左右する。	1984 - 1996年のEITCの拡充は、シングルマザーの労働参加率を65.4%から10.7%ポイント引き上げた。手取り収入に対する労働参加への弾性値は、およそ0.96である。
Meyer and Rosenbaum (1999)	CPSのRepeated Cross Sectionデータ。対象はシングルマザー。	1985年から1997年のCPS3月調査および1984年から1996年間の資格喪失移動グループデータとの合併値。	実証的分布から無作為に抽出された税引き後の賃金に対する予算額からの優遇措置における税金およびトランスファー制度の州別差異の効果によって測定された州別の差異およびこの制度の時間経過による差異。	女性が働いた場合の1000ドルの税額控除は、雇用を2.3%から2.9%へ増加させる。手取り収入に対する労働参加への弾性値は、およそ0.69~0.70である。
Eissa and Hoynes(1998)	CPSのRepeated Cross Sectionデータ。対象は教育期間が12年未満の夫婦。	1985 - 1997年のCPS3月調査。	difference-in-difference法と、税制改革によって生じる税率の異時点間の差異を見る方法の二つのアプローチ。後者は、年間フルタイムの仕事に従事した労働者の税引後所得を推計して把握。	1984 - 1996年のEITCの拡充は、既婚男性の労働参加率を0.2%増加させ、既婚女性については1.2%減少させた。手取り収入に対する労働参加への弾性値は、既婚男性は0.03、既婚女性は0.29である。

労働時間への影響

調査	データ出所および対象労働者数	対象とした年	推定方法および検証手法	推定結果
Hoffman and Seidman(1990), U.S.General Accounting Office(1993), Dickert,Houser and Scholz(1995)-“DHS”	Hoffman and Seidman(1990)は家計所得変動パネルデータ (PSID)、GAO(1993)はCPS、DHS(1995)にはSIPPデータを使用。	DHSの1990暦年ファイル	各調査は負の所得税の実験から得たパラメータ (“DHS”では、さまざまな優遇措置文献からのパラメータ)を使用した、労働時間の反応のシミュレーション。	1993年のEITC拡充に対する労働供給への影響は、-0.09 ~ -4.04%である。既婚男性は0 ~ -3.17%、既婚女性は-1.47 ~ -11.36%、単身世帯主女性は、-0.53 ~ -4.02%である。
Eissa and Liebman(1996)	CPSのRepeated Cross Sectionデータ。対象はシングルマザー。	前期として1985-87年のCPS3月調査。後期として1989-1991年のCPS3月調査。	difference-in-difference法。属性及び子供有り・86年改正後・子供有り×改正後のダミー変数を用いた労働時間の回帰分析。	労働時間に対する影響は、統計的に有意ではない。(1986年の拡充で、労働時間は25.2時間の増加となったが、標準誤差が15.2であった)
Keane and Moffitt(1998) and Keane(1995)	SIPPのクロスセクションデータ。対象はシングルマザー(財産の多い者を除外)。	1994年SIPPの4順目調査。	州政府EITCにおける税制およびトランスファー方式詳細を説明した構造モデルを推計。EITCにより労働時間の意思決定を0から20、40時間へと変化させ、また食料スタンプ、AFDCおよびHousing Programへの加入の意思決定も左右する。	1984 - 1996年のEITCの拡充は、総労働時間のわずかな増加を示した。平均週労働時間は24.1時間から26.5時間へ増加した。この変化は労働市場への新規参加、及びすでに労働市場にいた労働者の潜在的労働時間短縮によっても変化しない。
Eissa and Hoynes(1998)	CPSのRepeated Cross Sectionデータ。対象は教育期間が12年未満の夫婦。	1985 - 1997年のCPS3月調査。	二つの手法を用いた操作変数法。1つめの手法は、EITCパラメータと、生年コーホート×教育を用いたもの。第2の手法は、5千ドル刻みの0 ~ 10万ドルまでの所得に対する帰属的な限界税率を用いたもの。	1984 - 1996年のEITCの拡大は、既婚男性の労働時間を45時間(2%)短縮させ、既婚女性の労働時間を13 ~ 93時間(0.8 ~ 6%)短縮させた。非補償の賃金弾性値は、既婚男性で0.06 ~ 0.07、既婚女性で0.08 ~ 0.52。所得の弾性値は、既婚男性で-0.03、既婚女性で-0.04 ~ -0.41。

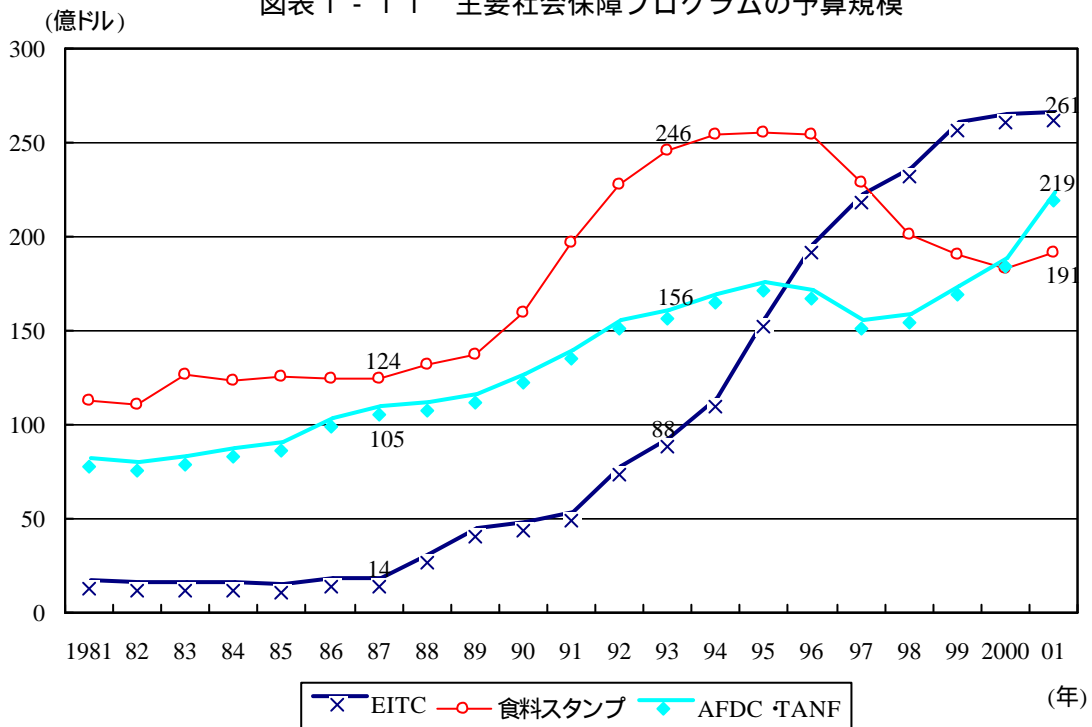
(備考) 1 . Hotz-Scholz(2001)より作成。

図表 1 - 1 0 EITC と他の福祉施策の参加率

制度	有資格者参加率
EITC	80 ~ 86 %
AFDC	62 ~ 72 %
食料スタンプ	54 ~ 66 %

(備考) 1 . 根岸(1999)より作成。

図表 1 - 1 1 主要社会保障プログラムの予算規模



(備考) 1 . Budget of the United States Government, Fiscal Year 2003 より作成。

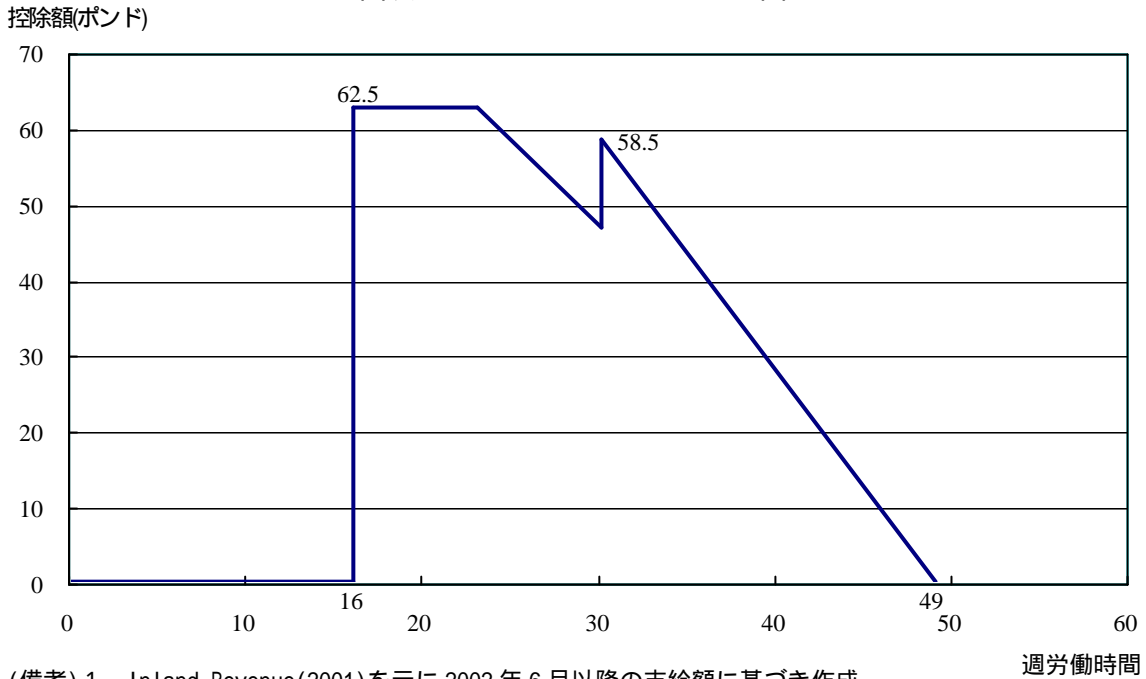
図表 1 - 1 2 EITC の所要コストと GDP の成長率

	年平均伸び率	インフレと人口で調整した年平均伸び率
経済全般 (GDP)	4.5%	1.2%
EITC 控除総額	2.5%	-0.7%

(備考) 1 . Greenstein-Shapiro(1998)より作成。

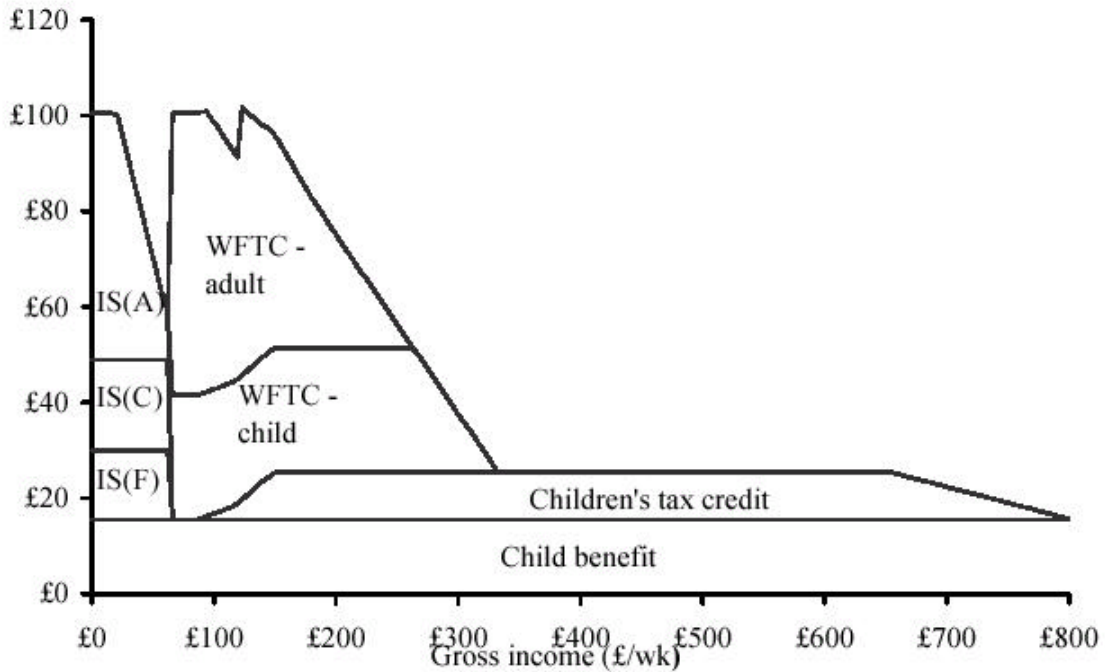
2 . Congressional Budget Officeによる1998年 - 2003年の予測値。

図表 1 - 1 3 WFTC のスキーム図



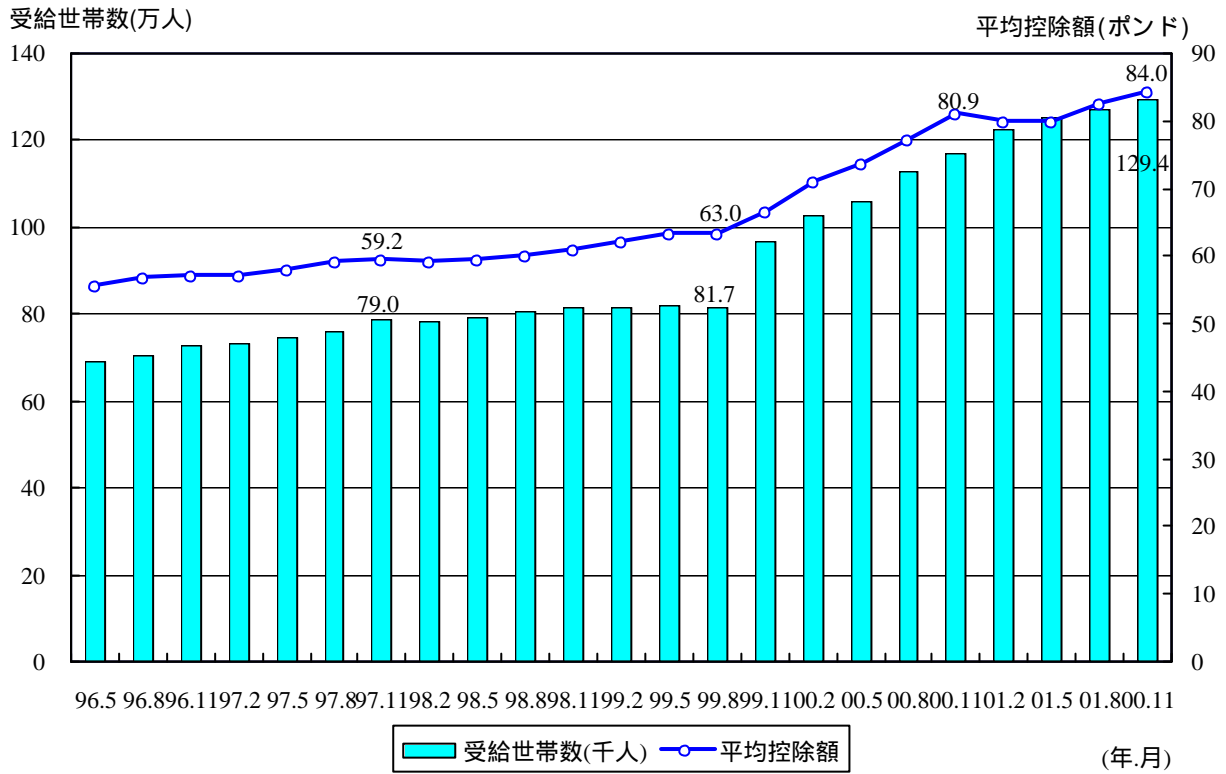
(備考) 1 . Inland Revenue(2001)を元に2002年6月以降の支給額に基づき作成。
 2 . 最低賃金における週16時間労働に相当する、週当り65.6ポンドの賃金で算出。

図表 1 - 1 4 子供のいる世帯への財政支援の構造



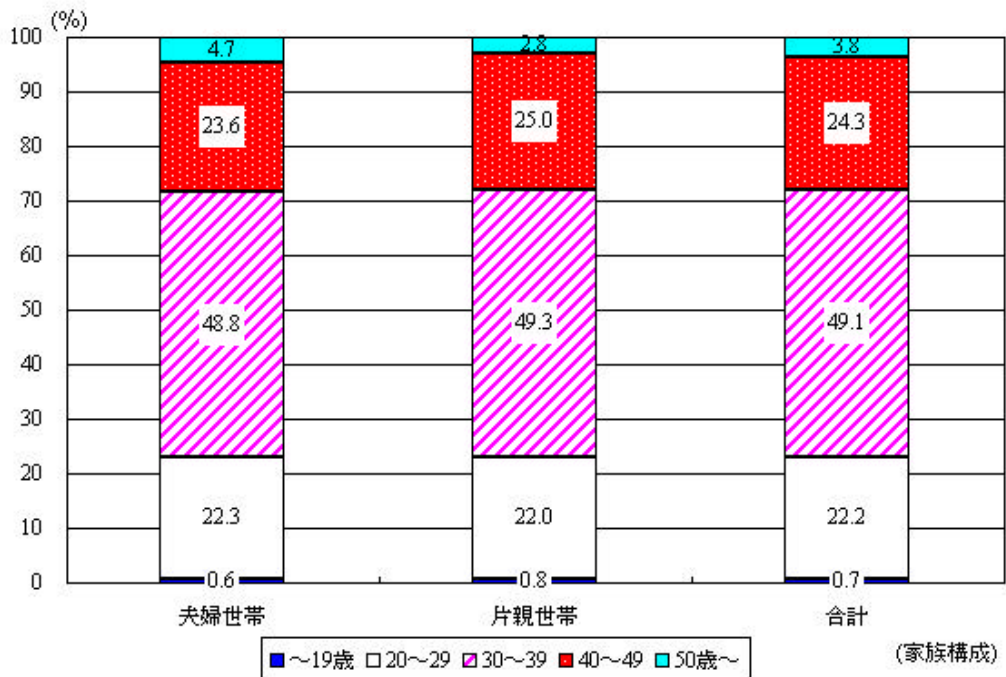
(備考) 1 . Brewer et al(2001)より作成。
 2 . IS(A) : Adult Income Support、IS(F) : Family Premium in Income Support、IS(C) : Child Additions in Income Support。
 3 . 最低賃金における週16時間労働に相当する、週当り65.6ポンドの賃金のあるWFTC受給資格のある家庭を想定。

図表 1 - 1 5 WFTC の受給世帯数及び平均控除額の推移



(備考) 1 . Inland Revenue " WFTC/FC Statistics Quarterly Enquiry " より作成。

図表 1 - 1 6 WFTC 受給世帯の家族構成別・年齢層別構成比



(備考) 1 . Inland Revenue(2002)より作成。
 2 . 年齢層、平均年齢は世帯の最多稼得者による分類。